

制 度 名	特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>特定の事業用資産の買換え及び交換の場合等の課税の特例措置を延長する。</p> <p>〔特例内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地等の内から外への買換え等（租税特別措置法施行令第 25 条 7 項及び第 39 条の 7 第 2 項の「倉庫」に係るものに限る。） 【措第 37 条表第 1 号、第 65 条の 7 第 1 号】 <p>〔関係条文〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 37 条、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9 ・ 租税特別措置法施行令 第 25 条、第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・ 租税特別措置法施行規則 第 18 条の 5、第 22 条の 7 <table border="1" data-bbox="874 943 1493 1037" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間事業者の活力を最大限に活用しつつ、既成市街地等の内から外への買換え等を図ることにより、倉庫を利用した物流業務に伴う都市部における交通混雑や環境問題への対応を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>物流施設周辺の都市化の進展に伴って生じる交通混雑や環境問題に対応するとともに、物流機能の向上を図り、その公共性、経済性を発揮するためには、都市再開発等の動向に合わせて、既成市街地等の内から外への物流施設の誘致を促進する必要がある。</p> <p>この課題に対応するためには、本税制特例によるインセンティブ効果により、事業者の移転に係る税制上の負担を軽減させることが有効であり、移転等に伴う買換え資産の圧縮記帳による投資意欲を喚起する必要があることから、本税制特例を継続することが必要である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>事業者が設備の更新又は立地条件の変更等のために、保有する固定資産を処分した時の課税の繰り延べを認める本特例措置は、税負担の増加により再投資規模が縮小することを抑制するとともに、資産の買換えによる土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進することを目的としており、内需主導型の経済成長を目指すために必要であり、今日的な合理性がある。</p> <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
		政策の達成目標	<p>倉庫は物流の結節点にあつて、国民生活及び産業活動に欠くことのできない重要物資の荷さばき・保管行為により、物資の安定的供給に不可欠な機能を果たしているが、特に、物流の効率化等の要請への対応が求められている。</p> <p>物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応を図るために、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫の適切な立地誘導を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間
		同上の期間中の達成目標	物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応を図るために、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫の適切な立地誘導を図る。
	政策目標の達成状況	本制度による優遇措置が行われることにより、倉庫等が既成市街地等の内から外への誘致が促進されつつある。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	1件、26百万円 (過去5ヶ年実績平均)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>H17年度からH21年度までの5年間で132百万円の適用実績があり、また、利用できる事業者に何ら要件を課しているものではないため、特定の者に偏っているとはいえない。</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、政策実現に向けて有効な手段である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>該当なし</p>										
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>該当なし</p>										
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。</p>										
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>直近5ヶ年の減税額の推移</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	平成17年度	0百万円	平成18年度	0百万円	平成19年度	132百万円	平成20年度	0百万円	平成21年度	0百万円
	平成17年度	0百万円									
	平成18年度	0百万円									
	平成19年度	132百万円									
平成20年度	0百万円										
平成21年度	0百万円										
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、政策実現に向けて有効な手段である。</p>											
<p>前回要望時の達成目標</p> <p>物流施設に起因する都市部における交通混雑や環境問題への対応を図るために、施設の移転等に伴う再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した倉庫の適切な立地誘導を図る。</p>											
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>上記目標による倉庫の移転等は行われてきているが、更なる再投資意欲の喚起及び経済的、社会的要請に対応した施設の整備を図る必要がある。</p>											
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>主な経緯</p> <table border="0"> <tr> <td>昭和45年度</td> <td>創設</td> </tr> <tr> <td>平成3年度</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td>平成8年度</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>延長</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>延長</td> </tr> </table>	昭和45年度	創設	平成3年度	延長	平成8年度	延長	平成13年度	延長	平成18年度	延長
昭和45年度	創設										
平成3年度	延長										
平成8年度	延長										
平成13年度	延長										
平成18年度	延長										